

吉田町部活動の在り方協議会設置要綱

(設置)

第1条 吉田町立吉田中学校（以下「中学校」という。）の生徒にとって望ましい部活動の環境の構築と中学校における教職員の働き方改革の実現を図る観点から、中学校における部活動の在り方について協議を行うため、吉田町部活動の在り方協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 部活動の在り方に関すること。
- (2) 地域と学校が協働・融合した部活動の地域移行の方向性に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 教育委員の代表
- (2) 社会教育委員の代表
- (3) 体育協会の代表
- (4) 文化協会の代表
- (5) スポーツ推進委員の代表
- (6) 自治会の代表
- (7) スポーツ少年団の代表
- (8) 小中学校の保護者の代表
- (9) 中学校の校長及び教諭の代表
- (10) 教育長
- (11) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適當と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、教育長をもって充て、副会長は委員のうちから教育長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会

(案)

長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、議長となる。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議は、教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求める意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の会議で協議された事項の企画、調整及び実施を図るため、協議会に専門部会を置くことができる。

(事務局及び庶務)

第8条 協議会の事務局は、学校教育課に置き、必要な庶務を処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。